○九州地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本市植木町味取字金山道下三八番一から同市四方寄町字外沖五〇四番一まで	前	BA 八・九〇～五七・〇〇（メートル）	八・二四〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・九〇～五七・〇〇	八・二四〇	
		二一・四〇～二〇四・〇〇	二・二六三	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百八号	熊本市植木町舞尾字前畑六八〇番三から同市植木町鐙田字野入九八八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
〃	熊本市植木町投刀塚字出口三四五番一から同市植木町投刀塚字迫谷二九五番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年四月二十二日

○九州地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

一(一)　路線名　東九州自動車道

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
延岡市北浦町古江字平迫出口五四一番一から同市北浦町古江字市之串五二三番一まで	前	四九・三三～一二三・七二（メートル）	〇・三三二（キロメートル）
	後	三五・六二～一一四・四九	〇・三二二

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

二(一)　路線名　東九州自動車道

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島県曽於郡大崎町井俣字平田一六六六番五から同町井俣字平田一七〇七番まで	前	二一・二〇～七八・八〇（メートル）	〇・〇五七（キロメートル）
	後	二二・二〇～八〇・九〇	〇・〇五七

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

議案受領

四月二十日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案

航空法の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

又同日参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月二十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

参議院

議案送付

四月二十日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十四回国会提出第百七十六回国会衆議院送付本院継続審査）

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案

航空法の一部を改正する法律案

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第百七十六回国会提出衆議院送付本院継続審査）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

議決通知

四月二十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

法律公布奏上及び通知

四月二十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律